

日本共産党埼玉県議団ほっとNEWS

2012NO. 4

2012年5月28日 日本共産党埼玉県議団

県議団主催公開研修会（5月25日）

「震災がれきの広域処理を考える」会場満席

5月25日さいたま市内で 県議団は「震災がれきの広域処理を考える」を開催し、党地方議員ら会場いっぱいの52名が参加し熱心に聞き入り、多数の質問が寄せられました。

はじめに 埼玉県資源循環推進課の青木功治副課長よ



り、埼玉県の震災がれき受け入れ方針についてご説明をいただきました。

安全基準のさらに下をめざして、安心を勝ち取る

青木副課長は、セメント化処理による被災地支援の方針について30分間にわたって説明

Q受け入れるのはどんなもの？

A被災住宅の柱材など木くずです。

Qどこから持ってくるの？

A岩手県北部野田村周辺の木くずを受け入れます。

など資料で説明。県が受け入れる木くずの放射性物質濃度の受け入れ基準は100ベクレル/kg以下であるが、さらに低い値を目指し 県民の安心を望む声に答えたいと語りました。

また、①木くずの放射性セシウム濃度②保管場所・コンテナ側面の空間放射線量率③木くずの遮蔽放射線量率④排ガスの放射性物質濃度⑤製品の放射性物質濃度など7つのブロックに分けて放射性物質検査を行うと説明しました。

実証実験は全て安全基準以下

このような観点で3月に熊谷市、横瀬町、日高市で行った実証実験の値を示し、全てのブロックで安全基準以下であったと報告しました。

政府は新たな廃棄物法制度を整備すべき

続いて田口正己立正大学名誉教授が「もう一つの震災・原発問題 災害廃棄物と放射性廃棄物の問題」

とのテーマで約1時間にわたって講演しました。

田口氏は、今回の震災が地震と津波だけでなく原発事故を伴っており、災害廃棄物の発生量の膨大さ、その多様さを指摘しました。また、東北地方を視察調査した結果、ごみが一般廃棄物ではなくむしろ産業廃棄物といえる点、また、発生源がほとんどわからず排出者責任が問えないことから、一般廃棄物と同様に自治



体にその処理責任を負わせることは不可能であると指摘。その点で、政府が迅速に廃棄物法制度を整備すべきだったと、政府の対応を批判しました。

破棄物処理期限、3年は短すぎる

また、がれきの処理を2014年3月までとした「処理基本計画」について ①終了期限を3年間としたことが、広域処理を急がせるプレッシャーとして働いている。②域内処理の可能性を奪う ③広域処理に伴う処理コストを上げている—特に輸送コスト ④がれきのリサイクルの道を断つ。として がれき処理の進捗を妨げている4点を強調し、終了期限を延長すべきであると強調しました。

特に、自治体には産業廃棄物の処理能力は技術的にも経験的にも不足しており、産業廃棄物に対する責任は国が責任を持つべきだと指摘しました。

その後、会場から多数の質問が寄せられ、この問題についての関心の高さが浮き彫りになりました。